

## 事務所マニュアルをクラウドで スマホで簡単作成、共有化も

税理士業界では、クラウド会計をはじめとしたクラウドサービスが話題を集め、その伸長により、経理業務の効率化や経営改善、経費精算などの業務領域の効率化がさらに求められている。なかでも最近、新たなクラウドサービスとして注目される存在がある。それは、スマホ等を使って簡単に業務マニュアルなどが作成できる専用ツールだ。作業の標準化や人材教育のための様々なマニュアルを作ることが多い会計事務所にとって、イラストや図版なども取り入れた、よりわかりやすい資料やマニュアルが簡単に作成できるツールがあれば、大いに役立つことが予想される。

「事務所に整備されたマニュアルがないし、あっても活用できていない」「スタッフに業務を教える時間がない」というのが、多くの会計事務所でも聞く声である。こうしたマニュアル類は例え用意されていたとしても、文書中心で伝わりにくく、必要な改定もなされていないため、一向に業務の効率化の役には立っていないというのもまたよく聞く。

そうしたなか、クラウドサービスを使って事務所内のマニュアル整備、業務効率アップを図ろうという動きが、会計業界にも出てきた。(株)スタディスト(東京・千代田区)が提供するクラウド型マニュアル作成・共有サービス「Teachme Biz(ティーチミービズ)」がそれで、スマホやタブレットなどから画像を取り込み、簡単に業務マニュアルや手順書が作れる。作業に必要な画像や動画があれば、スマホ等で写真撮影後、必要な説明文を書き込むだけでマニュアルが完成する。作成時間の大幅な短縮と閲覧、共有、そしてマニュアルの改訂がより簡単にできるという。また、動画等を使って視覚に訴えることで、従来のマニュアル運用上の問題点を解消できる。さらに、作成されたマニュアルは、クラウドによって会計事務所内のグループ内で共有でき、ネット環境さえあればどこにいてもアクセスできる。

もともと、個人向けのアプリとして商品化したのが、その後、企業向けの機能を拡充し、2013年より法人向けをリリース。昨年1年でユーザー企業は飛躍的に拡大し、現在、企業規模や業種を問わず、650社以上が有償プランを利用している。

会計事務所での使い方を考えた場合、例えば多くの人手に頼る年末調整や確定申告業務であれば、源泉徴収票の見本をスマホで撮影し、画像編集ツールを使って必要な箇所を切り取ったり、矢印をつけて解説をつけたり、モザイクで重要な箇所を隠すなどの編集作業が簡単に行える。これを所内で公開・閲覧できるようにすれば、オリジナルマニュアルの共有化ができるというわけだ。

同社では現在、土業の活用を積極的に推奨しており、先ごろ開催された会計事務所対象の業務効率アップセミナーでは3事務所の活用事例を公開している。税理士法人アクセス(大阪・吹田市、代表社員=鈴木浩文氏)では、パート活用を機に導入し、年末調整やキャッシュフロー計算書の説明などの所内業務に活用。コストと時間を大幅に削減し、業務効率アップと生産性向上が図れたという。また、改めて業務マニュアルを作ることによって「業務フローや考え方も見直すことができ、作ったマニュアルが現場業務に大いに

生きてきた」と(鈴木氏)という。

また、税理士法人矢崎会計事務所(東京・練馬区、代表社員=矢崎誠一氏)では、これまで統一的なマニュアルはなく、矢崎氏自ら確定申告や電子申告のマニュアルを文書で作成していたが、更新もあり、非効率だったので、導入を決定。所内に推進委員会を設置させて、約3ヶ月間で100以上のマニュアルを作成させた。「新規顧客の契約の流れや書類、会計ソフト、クラウドシステムの導入などで活用している。顧客には資料をPDFで提供している」(矢崎氏)。

さらに、税理士法人古田士会計(東京・江戸川区、代表社員=古田士満氏)では、所内での活用に留まらず、事務所で作成している標準的な業務マニュアルを「Teachme Biz」経由して共有・販売している。提供される内容は、帳簿作成や決算関連業務、会計ソフトの操作方法など400点以上。同税理士法人が公開するマニュアルは、自社の特徴や業務フローにあわせて手軽に再編集することも可能だ。

「Teachme Biz」の活用は、さまざまな場面で考えられるが、例えば難解な相続税申告を新人職員に説明する際に



### INDEX

28年度税制改正ダイジェスト	2面
会計業界にもフィンテックの動き	3面
「危ない」民事信託の見分け方	4面
「アジア土業共同体」の目指すもの	5面
5分で「情報セキュリティ診断」	6面
28歳東大卒のボクサー税理士	7面
新電子帳簿法を使って生き残る	8面

も有効だ。例えば国税庁が公表する全国の路線価表の画像を取り込んだマニュアルに、矢印等で計算式等を入れておくということなどでもできる。

同社では、前述の税理士法人古田士会計のように、「Teachme Biz」を経由して業界共通のマニュアルを共有・販売したいと考えるパートナーとの連携にも力を注ぐ方針だ。「マニュアル作りは大変でネガティブな作業というイメージですから、これを一度使ってもらえばメリットを必ず感じ取っていただける。最初からしっかりとしたマニュアルを作成するのではなく、あくまで“ワークメモ”的な感覚で使い始めるのがうまくいくコツ」(鈴木悟史代表取締役)と話す。

会計事務所にとって、マニュアル作りという業務をスマホとクラウドを使って簡単に作成・共有化できるこのクラウドサービスは、大いに注目を集めそうだ。

(写真=業務効率改善事例を発表したセミナー)

## 税理士の認定支援機関に“出番” 消費税軽減税率の相談事業を支援

低調な実績から“風当たり”が強まってきた認定支援機関。中小企業向けの経営改善計画策定支援事業の実績が低いことから、税理士ら認定支援機関に対する評価制度の創設や、認定の“更新制”を求める動きも出てきている。

しかしその一方で、本業の税務での認定支援税理士としての活躍の場が広がってきそう。今回「消費税軽減税率制度」の円滑な運用を目的に、平成27年度補正予算として新たに「消費税軽減税率対応窓口相談事業」が加わったことで、講師等で税理士の出番が増えることが想定できるからだ。

消費税は平成29年4月から10%に引き上げられると同時に、8%の軽減税

率制度がスタートする。

消費税はもちろん、複数税率に伴う税額票に基づいた消費税申告と納付(いわゆるインボイス方式)については、導入に際して様々な困難や多額のコストがかかることは容易に想像できる。

そのため、国としても小売業や卸売等の中小・小規模事業者に与える納税事務や消費管理における事務負担増を軽減するための支援策が必要となる。そこで、今回新たな事業項目として、「消費税軽減税率対応窓口相談事業」が設けられ、170億円の予算が講じられたもの。中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を

通じたきめ細かなサポート、パンフレットによる周知等を行い、中小企業・小規模事業者が円滑に消費税軽減税率制度に対応できることを目指す。

注目すべきは、この講習会の実施に際して、中小企業団体や認定経営革新等支援機関と連携した運用が謳われている点だ。つまり、認定支援機関の税理士に、「軽減税率」の相談窓口を担う役目が出来たというわけだ。相談事業では、商工会や商工会議所等をはじめとする中小企業団体と連携し、全国約2,300箇所に相談窓口を設置し、講習会を実施することとしている。国から委託を受けた民間団体から、講師や相談担当者として認定支援機関の税理

士が登用されることになる。

また、専門家派遣という領域に関しても、事務負担が増大する個別事業者への対応で、専門家が出張し、指導・助言する仕組みで、ここでも認定支援機関の税理士の出番となる。

軽減税率関連の補正予算としては、このほか中小の小売事業者等へのレジの導入・システム改修等支援として「996億円」が計上されている。

「ものづくり補助金」や「創業補助金」「経営改善計画策定支援事業」などの認定支援事業への実績が低調だけに、今回の消費税軽減税率をめぐる支援活動で、そのイメージが払しょくされることが期待されている。